

府子本第 908 号
2 文科初第 836 号
子発 0910 第 5 号
令和 2 年 9 月 10 日

各 都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長 殿
指定都市・中核市市長
指定都市・中核市教育委員会教育長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)
文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律による子ども・子育て支援法の改正等について(通知)

第 201 回国会において成立し、令和 2 年 6 月 10 日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 2 年法律第 41 号。以下「第 10 次地方分権一括法」という。)により、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)が改正されました(別添 1 参照)。また、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係法令の整備を行いました(別添 2 ~ 6 参照)。これらの改正の概要は、下記のとおりです。あわせて、本改正を踏まえ、関係通知の改正を行いました(別添 7 ~ 8 参照)。

上記について、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれましては、域内の市区町村(指定都市・中核市を除く。)に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれましては、域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。)に対して、本法令の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

記

1 子ども・子育て支援法の一部改正（第10次地方分権一括法第1条関係）

（1）改正の概要

第10次地方分権一括法による改正前の子ども・子育て支援法（以下「改正前子ども・子育て支援法」という。）第43条第2項においては、市町村（特別区含む。以下同じ。）の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者を確認する際の確認の効力につき、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費等の支給について生じる旨限定していたため、当該確認を受ける地域型保育事業所の所在地の市町村（以下「事業所所在市町村」という。）以外の市町村に居住する者が事業所所在市町村において特定地域型保育を受ける場合は、当該利用者が居住する市町村（以下「利用者居住市町村」という。）の長による再度の確認を要することとしていた。

今般、保育所等の教育・保育施設と地域型保育事業所に係る確認の手續に差異をなくし、地域型保育事業所においても、教育・保育施設の場合と同様に、事業所所在市町村が他の市町村の判断に影響を受けることなく当該市町村の実情に即した運営基準のもとで確認等を行い、適切に事業を監督していけるよう、地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所所在市町村以外の市町村による確認を不要としたこと。

（2）施行期日

施行日は、公布の日（令和2年6月10日）から起算して3月を経過した日（令和2年9月10日）であること（第10次地方分権一括法附則第1条本文）。

（3）経過措置

今般の子ども・子育て支援法の改正により、地域型保育事業に係る市町村長による確認の効力が全国に及ぶこととなるため、現行制度において既に行われている確認の効力について、以下の経過措置を設けることとしたこと（第10次地方分権一括法附則第2条）。

第10次地方分権一括法の施行の際、現に、利用者居住市町村の長の確認を受けている場合、当該確認は、次に掲げるとおり、効力を失うこととしたこと。

（ア）事業所所在市町村の長の確認を受けている場合

施行日（令和2年9月10日）に失効

（イ）事業所所在市町村の長の確認を受けていない場合

施行日から起算して3月を経過した日（令和2年12月10日）に失効

にかかわらず、事業所所在市町村の長の確認を受けていない地域型保育事業所が、事業所所在市町村の長の確認を受けたときは、当該確認がされた日に、利用者居住市町村の長の確認の効力を失うこととしたこと。

事業所所在市町村の長の確認を受けていない地域型保育事業所について、（イ）及び の場合には、利用者居住市町村の長の確認の効力は、失効日の前日までの間、なお従前の例によることとしたこと。

2 関係政省令等の整備

(1) 子ども・子育て支援法施行令の一部改正

改正前子ども・子育て支援法上、利用者居住市町村の長による確認については、事業所所在地市町村の長の同意を得なければならない（同法第 43 条第 4 項）が、事前に事業所所在地市町村の長との協議により、同意を要しないことの同意がある場合は、各事業所の確認の際に同意を得ることは不要としている（同条第 4 項ただし書）。また、同条第 5 項では、同条第 4 項ただし書の規定により同意を不要とする場合に確認があったものとみなす時点を定め、同条第 6 項では、確認の取消し又は効力の停止についても当該確認を行った市町村においてのみ効力を有する旨定めている。これらの利用者居住市町村の長による確認を前提とする規定について、同法第 44 条第 2 項において、確認の変更の申請があった場合について準用し、必要な技術的読替えを子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令 213 号）で定めているところ。

今般、第 10 次地方分権一括法により、改正前子ども・子育て支援法第 43 条第 4 項から第 6 項までの規定は削られ、利用者居住市町村の長による確認があることを前提とした同法第 44 条第 2 項における読み替え規定も不要としたこと。

(2) その他関係府省令等の整備

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、削ることとなった法令上の規定を引用する次の府省令及び告示について、所要の整備を行ったこと。

- ・子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）
 - 第 39 条：利用者居住市町村の長の確認を前提とする文言を削る
 - 第 40 条：法第 44 条第 1 項を法第 44 条に改める
 - 第 42 条：令第 21 条を令第 20 条に改める
 - 第 43 条：令第 21 条を令第 20 条に改める

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）
 - 附則第 3 条第 1 項第 1 号イ：法第 43 条第 3 項を法第 43 条第 2 項に改める

- ・児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）
 - 第 36 条の 36 の 5：法第 43 条第 3 項を法第 43 条第 2 項に改める

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成 23 年厚生労働省令第 112 号）
 - 第 1 号イ：法第 43 条第 3 項を法第 43 条第 2 項に改める

- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て

て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）

第二の二の 2：利用者居住市町村の長の確認を前提とする第 3 段落を削る

（ 3 ）施行期日

施行日は、公布の日（令和 2 年 6 月 10 日）から起算して 3 月を経過した日（令和 2 年 9 月 10 日）であること。

以上

【別添資料】

- 別添 1 第 10 次地方分権一括法（本文・新旧対照表(抜粋)・概要）
- 別添 2 子ども・子育て支援法施行令の一部改正（本文・新旧対照表）
- 別添 3 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正
- 別添 4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部改正
- 別添 5 児童福祉法施行規則及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部改正
- 別添 6 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正
- 別添 7 「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正（改正後全文）
- 別添 8 「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」の一部改正（改正後全文）